平成２３年（フ）第７９号
群馬県太田市富沢町280番地　メモリーハイツ204号
債務者　木村　　光
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２８号
山形県東置賜郡高畠町大字相森12番地の３
債務者　大河原充也
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３０号
山形県米沢市大字関2228番地
債務者　遠藤　美雪
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県富里市七栄150番地２　レオパレスサルビア107
債務者　黒巣恵美子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６８号
千葉県佐倉市上志津原334番地110
債務者　海保　　博
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県八街市朝日71番地11、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地1721
債務者　米満　隆文
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８９号
千葉県八街市朝日71番地11、住民票上の住所千葉県八街市文違301番地1721
債務者　米満　房代
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９５号
千葉県八街市東吉田816番地14　エスポワール206
債務者　狩野　昭一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０１号
千葉県成田市宗吾２丁目524番地６　ファーストドリーム105
債務者　青梨　勝司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０７号
千葉県白井市冨士１番地の91
債務者　塚本　淳彦
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１４号
千葉県富里市根木名127番地25
債務者　榮田　温美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６４号
愛知県西尾市大和田町上新田11番地　リブレアシルクピアガーデンＡ棟Ｌ号室、従前の住所愛知県西尾市寄住町若宮38番地２
債務者　喫茶シャロームこと　太田　明男
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
岡山県倉敷市栗坂79番地１　大和エアーカーゴ寮
債務者　松木当志英
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
北海道根室市琴平町１丁目71番地
債務者　吉田　泰則
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道根室市琴平町１丁目71番地
債務者　吉田　由佳
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１５号
北海道標津郡中標津町東２条南５丁目１番地１
債務者　益井　廣美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道標津郡中標津町西９条南８丁目１番地１
債務者　日沢　信子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部